

陸上自衛隊の警備区域に関する達

昭和35年1月7日
陸上自衛隊達第62—1号

改正 昭和36年9月30日達第122—35号 昭和57年4月30日達第122—119号
平成11年3月26日達第62—1—1号 平成21年2月3日達第122—230号

陸上自衛隊の警備区域に関する訓令（昭和35年陸上自衛隊訓令第4号）第4条の規定に基づき、陸上自衛隊の警備区域に関する達（昭和29年陸上自衛隊達第170—1号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

陸上自衛隊の警備区域に関する達

（警備隊区及び警備隊区担当部隊長）

第1条 師団長及び旅団長（以下「師団長等」という。）（方面総監が警備事項に関する職務を自ら行う警備地区（以下「直轄警備地区」という。）にあっては方面総監）は警備地区を警備隊区に区分し、当該区域の所要の警備事項を適任の部隊等の長に行わせることができる

2 警備隊区の警備事項を行う部隊等の長を警備隊区担当部隊長という。
（指揮系統外の部隊等の指揮）

第2条 方面総監は、師団長等が行う警備事項に関し、それぞれの警備地区内に所在する当該師団長等の指揮系統外の部隊等のうち所要の部隊等を、当該師団長等に指揮させるものとする。

2 師団長等（直轄警備地区にあっては方面総監）は、警備隊区担当部隊長が行う警備事項に関し、それぞれその警備隊区内に所在する当該警備隊区担当部隊長の指揮系統外の部隊等のうち所要の部隊等を当該警備隊区担当部隊長に指揮させるものとする。

3 陸上自衛隊の警備区域に関する訓令第1条及び前2項の規定により方面総監、師団長等及び警備隊区担当部隊長が、それぞれの警備区域、警備地区及び警備隊区内に所在する指揮系統外の部隊等を指揮するに当たっては、当該部隊等の本来の任務特に当該部隊等がその上級部隊等から命ぜられている当面の任務遂行に支障を来さないよう留意するものとする。

（警備隊区の区分の特例）

第3条 警備隊区担当部隊長は、特に必要と認める場合には警備隊区を区分し、指揮

下部隊等の長に所要の警備事項を行わせることができる。

(警備隊区担当部隊長の指定要領)

第4条 第1条の規定により警備隊区担当部隊長を指定するに当たっては、部隊等の配置状況、能力、関係機関との連絡の便否等を考慮し、なるべく当該警備隊区内に所在する駐屯地司令の職にある部隊等の長を充てるものとする。

(警備地区及び警備隊区の区分要領)

第5条 警備地区及び警備隊区を区分するに当たっては、なるべく都、府、県、支庁単位とし、やむを得ない場合においても市、町、村等の地方行政区画に一致させるものとする。

(警備地区及び警備隊区の名称)

第6条 師団長等の警備地区の名称は、当該師団又は旅団の冠称を付し、たとえば第1師団長の警備地区は第1警備地区と呼称するものとする。

2 直轄警備地区の名称は、当該方面隊の冠称を付し、たとえば北部方面総監の直轄警備地区は、北部直轄警備地区と呼称するものとする。

3 警備隊区の名称は、通常都、府、県、支庁等の名称(旧国名を含む。)を冠して呼称するものとする。

(連絡、通報)

第7条 隣接地域にある方面総監、師団長等又は警備隊区担当部隊長は、それぞれ相互に関連ある警備事項を適時連絡、通報するものとする。

附 則

この達は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則(昭和36年9月30日陸上自衛隊達第122—35号)

1 この達は、昭和37年1月18日から施行する。

2 この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律(昭和36年法律第126号)

附則第1項の指定日までの間は同法附則第2項前段の規定により、なお存続する管区隊又は混成団については、この達による改正前の陸上自衛隊達の規定はなおその効力を有する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号)

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式の使用書類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(平成11年3月26日陸上自衛隊達第62—1—1号)

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則(平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。